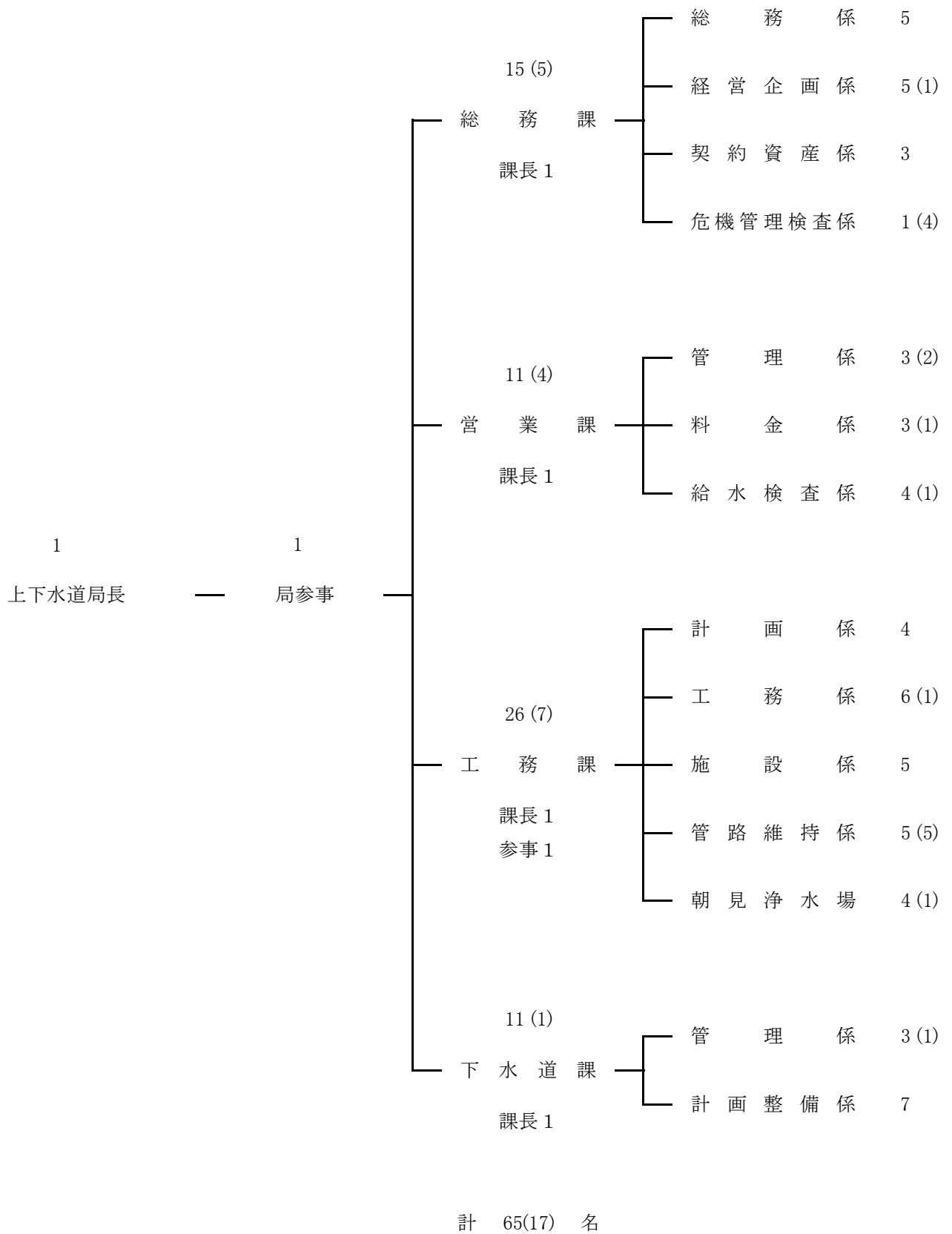


第1編 共通

I 機構と職制

I - 1 機構 (令和5年3月31日 現在)



※()内は、再任用短時間勤務職員数を示し、外数としている。

I - 2. 事務分掌

総務課

総務係

- (1) 職員の任免、分限、懲戒その他身分取扱に関する事。
- (2) 職員の給与及び服務並びに研修に関する事。
- (3) 職員の出張命令に関する事。
- (4) 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。
- (5) 条例、規則、管理規程等の制定及び改廃並びに議案に関する事。
- (6) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (7) 個人情報の保護及び情報公開に関する事。
- (8) 広報広聴に関する事。
- (9) 公印の保管に関する事。
- (10) 苦情処理共同調整会議及び労働組合に関する事。
- (11) 課内の連絡調整及び庶務に関する事。

経営企画係

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 財政及び資金計画に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 現金、預金、有価証券及び担保物件の保管及び出納に関する事。
- (5) 会計諸帳簿その他会計に関する書類の整理及び保管に関する事。
- (6) 出納取扱金融機関等に関する事。
- (7) 事業の調査、統計及び分析並びに局内連絡調整に関する事。
- (8) 重要施策の総合企画及び局内連絡調整に関する事。
- (9) 高度情報化施策の総合企画及び局内連絡調整に関する事。
- (10) 所管事務に係る業務委託に関する事。

契約資産係

- (1) 庁舎の管理及び取締に関する事。
- (2) たな卸し資産に関する事。
- (3) 財産の取得、賃貸借、管理及び処分に関する事。
- (4) 不用品又は不用物品の処分に関する事。
- (5) 庁用車両の運行及び整備管理に関する事。
- (6) 入札参加資格者の登録及び管理に関する事。
- (7) 請負工事の入札及び契約並びに業務委託の入札に関する事。
- (8) 物品の入札、契約及び検収に関する事。
- (9) 所管事務に係る業務委託に関する事。

危機管理検査係

- (1) 災害対策に関する事。
- (2) 災害用無線に関する事。
- (3) 地域自主防災会等の防災訓練の総括に関する事。
- (4) 耐震性貯水槽の維持管理及び局内連絡調整に関する事。
- (5) 請負工事及び請負工事に係る業務委託の検査に関する事。
- (6) 漏水防止対策強化に係る基礎データの作成に関する事。
- (7) 所管事務に係る業務委託に関する事。

I - 2. 事務分掌

営業課

管理係

- (1) 水道料金及び下水道使用料の調定及び更正に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料の納入に係る通知書等の発行に関すること。
- (3) 水道料金及び下水道使用料の口座振替に関すること。
- (4) 水道の使用に係る諸届出の受付に関すること。
- (5) 水道料金福祉還付制度に関すること。
- (6) 水道料金システム及び関連機器の保全及び運用に関すること。
- (7) 収納取扱金融機関等の契約に関すること。
- (8) 船舶給水に関すること。
- (9) 所管の収入金の調定及び納入に関すること。
- (10) 所管事務に係る業務委託に関すること。
- (11) 課内の連絡調整及び庶務に関すること。

料金係

- (1) 徴収事務全般の企画及び調整に関すること。
- (2) 水道料金、下水道使用料及び手数料その他収入金に関すること。
- (3) 収納取扱金融機関等に係る手数料に関すること。
- (4) 時間外受付業務に係る事務処理に関すること。
- (5) 使用水量に関すること。
- (6) 水道メーターに関すること。
- (7) 検針及び収納機器の管理に関すること。
- (8) 所管事務に係る業務委託に関すること。

給水検査係

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 給水装置工事等に係る新規加入金及び手数料等の調定、還付及び減免に関すること。
- (3) 各戸検針及び徴収の取扱いに関すること。
- (4) 貯水槽水道に関すること。
- (5) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (6) 臨時給水に関すること。
- (7) 給水装置工事台帳の管理に関すること。

I - 2. 事務分掌

工 務 課

計画係

- (1) 水道施設の整備計画及び局内連絡調整に関すること。
- (2) 水道施設に係る建物及び構築物の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
- (3) 導水管の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
- (4) 漏水防止対策強化の計画及び局内連絡調整に関すること。
- (5) 別府地域利水事業に関すること。
- (6) 所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。
- (7) 課内の連絡調整及び庶務に関すること。

工務係

- (1) 送水管及び配水管の新設並びに改良に関すること。
- (2) 鉛製給水管の取替事業に関すること。
- (3) 水道台帳施設平面図の修正及び局内連絡調整に関すること。
- (4) 消火栓の設置に関すること。
- (5) 開発行為等に関すること。
- (6) 所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。

施設係

- (1) 水道施設に係る電気及び機械設備等の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
- (2) 電気工作物の保安管理及び事業用電力に関すること。
- (3) 所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。

管路維持係

- (1) 水道施設のうち、送水管及び配水管（支管を含む。）の維持管理に関すること。
- (2) 給水装置の維持管理に関すること。
- (3) 漏水調査に関すること。
- (4) 水系に関すること。
- (5) 弁栓類及び減圧弁の維持管理に関すること。
- (6) 濁水及び熱水対策に伴う排水作業に関すること。
- (7) 地下埋設物の協議及び調査に関すること。
- (8) 所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。

朝見浄水場

- (1) 水源地、配水場、ポンプ場等の維持管理に関すること。
- (2) 朝見及び扇山浄水場の管理運営に関すること。
- (3) 乙原及び鮎返ダムの運営に関すること。
- (4) 乙原及び鮎返水系のかんがい水利に関すること。
- (5) 水源の汚染防止に関すること。
- (6) 水質に関すること。
- (7) 取水、送水及び配水量に関すること。
- (8) 大分県企業局との連絡調整に関すること。
- (9) 事業認可区域外の水道施設に関する技術支援及び局内連絡調整に関すること。
- (10) 所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。

I - 2. 事務分掌

下水道課

管理係

- (1) 受益者負担金に関する事。
- (2) 下水道使用料に関する事。
- (3) 水洗便所等改造資金貸付けに関する事。
- (4) 公共下水道の普及及び推進に関する事。
- (5) 課内の連絡調整及び庶務に関する事。

計画整備係

- (1) 下水道事業の計画決定及び事業認可に関する事。
- (2) 下水道事業に係る実施計画等施行に関する事。
- (3) 下水道施設の維持管理に関する事。
- (4) 排水設備の指導検査に関する事。
- (5) 下水道施設の災害普及に関する事。
- (6) 中央浄化センターに関する事。
- (7) 別府市浄化槽設置整備事業補助金に関する事。
- (8) 所管事務に係る工事請負及び業務委託に関する事。

I - 3. 職員配置表

(令和5年3月31日現在)

区分 課係別		局長	局 参 事	課 長	参 事	課 長 補 佐	係 長	主 査	主 任	主 事	技 師	事 務 員	技 術 員	計
局長		1												1
局参事			1											1
総 務 課	課長			1										1
	総務係					1	1	3						5
	経営企画係					1 (1)		1	1			2		5 (1)
	契約資産係					1		1				1		3
	危機管理 検査係						1	(4)						1 (4)
	計	0	0	1	0	3 (1)	2	5 (4)	1	0	0	3	0	15 (5)
営 業 課	課長			1										1
	管理係					1		(2)	1			1		3 (2)
	料金係					1		1 (1)	1					3 (1)
	給水検査係					2		2 (1)						4 (1)
	計	0	0	1	0	4	0	3 (4)	2	0	0	1	0	11 (4)
工 務 課	課長			1										1
	参事				1									1
	計画係					1		3						4
	工務係						1	1 (1)	1		1		2	6 (1)
	施設係						1	1	3					5
	管路維持係					3		2 (5)						5 (5)
	朝見浄水場					4		(1)						4 (1)
	計	0	0	1	1	8	2	7 (7)	4	0	1	0	2	26 (7)
下 水 道 課	課長			1										1
	管理係					1		1 (1)	1					3 (1)
	計画整備係					2		2	1		2			7
	計	0	0	1	0	3	0	3 (1)	2	0	2	0	0	11 (1)
合計		1	1	4	1	18 (1)	4	18 (16)	9	0	3	4	2	65 (17)

※()内は、再任用短時間勤務職員数を示し、外数としている。

I - 4. 職員の年齢別構成

(令和5年3月31日現在)

年 齢	職 員 数	比 率
20歳未満	1	1.5
20歳以上 ～ 25歳未満	3	4.6
25歳 " ～ 30歳 "	4	6.2
30歳 " ～ 35歳 "	5	7.7
35歳 " ～ 40歳 "	5	7.7
40歳 " ～ 45歳 "	11	16.9
45歳 " ～ 50歳 "	13	20.0
50歳 " ～ 55歳 "	11	16.9
55歳以上	12 (17)	18.5
計	65 (17)	100.0
平 均 年 齢	44歳9月	

※()内は、再任用短時間勤務職員数を示し、外数としている。

I - 5. 勤続年数別職員構成

(令和5年3月31日現在)

勤続年数	職 員 数	比 率
1年未満	3	4.6
1年以上 ～ 3年未満	5 (12)	7.7
3年 " ～ 5年 "	3 (5)	4.6
5年 " ～ 10年 "	4	6.2
10年 " ～ 15年 "	6	9.2
15年 " ～ 20年 "	6	9.2
20年 " ～ 25年 "	11	17.0
25年 " ～ 30年 "	16	24.6
30年 " ～ 35年 "	6	9.2
35年以上	5	7.7
計	65 (17)	100.0
平 均 勤 続 年 数	20年7月	

※()内は、再任用短時間勤務職員数を示し、外数としている。